

団指金第794号  
令和3年9月13日

関係機関の長 殿

大分県農林水産部団体指導・金融課長

大分県農業経営改善関係資金運営要領の取扱いの一部改正  
について（通知）

上記要領の取扱いについて、別紙のとおり一部改正したので通知します。

改正内容

- 1 運営要領第3の1の経営改善資金計画書に添付する書類及び大分県特別融資制度推進会議設置要領第3の5の融資機関が認定等を行った場合の事務局への通知に係る関係資料の写しは、別紙のとおりとする。  
なお農業近代化資金については、従前のとおりとする。
- 2 会計事務処理における押印見直しガイドライン（令和3年2月25日付け審指第707号）に基づき、様式の押印欄を廃止及び様式5の誤字を修正する。

1 運営要領第3の1の経営改善資金計画書に添付する書類は、以下のとおりとする。（詳細は別紙参照）

(1) 貸付対象者確認資料

ア 認定農業者

農業経営改善計画認定書、農業経営改善計画認定申請書

イ 認定新規就農者

青年等就農計画認定書、青年等就農計画認定申請書

ウ 法人・団体共通

登記事項証明書（全部）<sup>※1</sup>、定款<sup>※1・2</sup>、規約<sup>※1</sup>

エ 集落営農組織（任意団体）

会計規則等、特定農業地利用規程に準じる規程、農業生産法人化計画に準じる計画

オ その他

家族経営協定書、略歴書<sup>※2</sup>（法人の場合は代表者の略歴書<sup>※2</sup>）

(2) 経営実績等確認資料

ア 個人

最近3カ年の青色（白色）申告書〔貸借対照表、損益計算書〕、減価償却明細書、償還計画表

イ 法人・団体

最近3カ年の決算書〔貸借対照表、損益計算書、附属明細書、勘定科目明細書<sup>※2</sup>〕、償還計画表

ウ その他

既往負債が確認できる書類<sup>※2</sup>、預貯金残高が確認できる書類<sup>※2</sup>等

(3) 事業計画確認資料

事業に係る設計図・設計書・見積書・カタログ（導入機器等に係る必要箇所のみで可）・契約書・その他許可書等、  
負債整理の場合は借用書

(4) 補助事業確認資料

補助残の場合は、補助事業計画書、交付決定通知書（又は内示）及び交付申請書等

注1：経営改善計画及び青年等就農計画の認定期間中に一度提出済みの場合で、変更がない場合は省略可

注2：融資機関及び保証機関が必要に応じて求めることができる

2 運営要領第3の2の(2)の意見聴取手続きは、以下のとおりとする。

融資機関は、推進会議の認定を融資条件としない案件について様式1により県振興局の意見を求めるものとする。

3 運営要領第3の4の(2)の経営状況報告については以下のとおりとする。

融資機関は、経営改善資金計画書中、借入者より、運営要領別紙4により経営状況を報告させるものとし、必要があると認めた場合は、関係機関と連携して適切な指

導を行うものとする（運営要領第5の7の(1)）。

なお、関係振興局から求められた場合、融資機関は、本報告資料について遅滞なく当該振興局へ送付するものとする（運営要領第5の7の(2)）。

#### 4 運営要領第5の2の(4)及び(5)の認定申請手続きは、以下のとおりとする。

窓口機関（融資機関）は、借入希望者から提出された書類に漏れがないかを確認し、委任による場合は融資機関へ、それ以外の場合は推進会議事務局に様式2により申請を行うものとする。

また、委任案件で基金協会保証希望がある場合は、様式3により融資機関は基金協会に対して審査依頼を行うものとする。審査の結果、基金協会は様式4により融資機関に回答を行うものとする。

なお、委任案件であっても、委任を受けた融資機関及び基金協会は、大分県特別融資制度推進会議設置要綱（以下「推進会議設置要綱」という。）別紙1「特別融資制度推進会議の審査の考え方」を参考として、審査を行うものとする。

審査終了後、委任された融資機関は、認定の報告を推進会議事務局に対し様式5により行うものとする。

また、委任によらない場合、推進会議事務局は、審査を行うに際し推進会議設置要綱第3の3の(2)の規定により、借入者が同意書で提供先として同意した関係機関に対して同意した情報の写しを送付するものとする。

#### 5 運営要領第5の6の(2)及び(3)の借入希望者への通知手続きは、以下のとおりとする。

窓口機関による融資の可否の通知は、(4)の融資機関による融資審査結果の通知と重複することから省略できるものとする。

#### 6 運営要領第5の6の(4)の借入希望者への通知手続きは、以下のとおりとする。

融資機関による融資の可否の通知は様式6又は融資機関所定の様式（ただし、様式6の項目が記載されている場合に限る）により行い、融資不可の場合は総括表（運営要領別紙5）を添付するものとする。